

京都市家庭ごみ有料指定袋制実施に伴う福祉対策事務取扱要綱

制定 平成 18 年 11 月 9 日

改正 平成 19 年 3 月 30 日 平成 20 年 3 月 28 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 平成 22 年 8 月 17 日 平成 26 年 4 月 1 日 平成 27 年 6 月 1 日 平成 27 年 10 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 5 月 8 日 平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 7 月 1 日 令和 3 年 3 月 31 日 令和 4 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者など日常的に紙おむつを使用している市民及び在宅で腹膜透析を実施している市民に対し、「負担の公平性」の原則を踏まえたとえでの特例措置として、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 55 条に基づくごみ処理手数料（以下「手数料」という。）の免除について定める。

(対象者)

第 2 条 ごみ処理手数料の免除対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に在住し、母子保健法に規定する乳児を養育する保護者
- (2) 保健福祉局が実施している京都市家族介護用品給付事業により紙おむつの給付を受けている者
- (3) 保健福祉局が実施している京都市重度心身障害児者日常生活用具給付等事業により紙おむつの給付を受けている者
- (4) 本市の区域内に在住し、在宅で腹膜透析を実施している者

(免除額等)

第 3 条 手数料の免除額、免除方法及び免除に係る家庭ごみ有料指定袋（以下「免除袋」という。）の交付方法は、別表に定めるところによる。

(交付条件)

第 4 条 この要綱に基づき免除袋の交付を受けた者は、その者と同一の世帯に属する者以外の者に免除袋を譲渡し、又は転売してはならない。

(配布の取消し等)

第 5 条 不正な手段により免除袋の交付を受け、又は受けようとした者並びにその他本要綱の規定及び交付の条件に違反した者については、既に交付した免除袋を返還しなければならない。この場合、新たに免除袋の交付を行わないものとし、また、本市が被った損害の賠償を求める場合がある。

(補則)

第 6 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から実施する。
(平成18年度に係る経過措置)
- 2 第2条第1号の規定にかかわらず、平成18年4月1日以降に出生した乳児を養育する保護者については、ごみ処理手数料の免除の対象とする。
- 3 前項の対象者について、「出産お祝いレター」及び「子育て応援パンフレット」の送付が既に行われている場合の交付方法については、別に定める。
- 4 紙おむつの給付を受けている者に係る平成18年度の免除額は、平成18年10月1日現在に京都市家族介護用品給付事業及び京都市重度心身障害児者日常生活用具給付等事業により紙おむつの給付を受けている者について、第3条の規定にかかわらず900円とし、同月2日以降に新たに当該事業の対象となった者については、900円から10月1日以降2箇月が経過するごとに300円を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年度に係る経過措置)
- 2 別表(第3条関係)交付方法の規定にかかわらず、対象者に送付する当該申請書の提出期限を設けるのは平成22年度以降に対象者になった者とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月17日から施行する。
(平成22年度に係る経過措置)
- 2 別表(第3条関係)交付方法の規定にかかわらず、この要綱の施行日前に交付された京都市家庭ごみ有料指定袋無料引換券(新生児免除用)(以下「引換券」という。)は引換えが終了するまで、有効とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別 表（第3条関係）

	乳児を養育する保護者	紙おむつの給付を受けている者	在宅で腹膜透析を実施している者
免除額	対象となる乳児一人につき1,200円。	対象となる者一人につき年度ごとに1,800円。ただし、年度途中に対象になった者については、年度当初から2箇月経過するごとに300円を減額する。	対象となる者一人につき年度ごとに900円。ただし、年度途中に対象になった者については、年度当初から4箇月経過するごとに300円を減額する。
免除方法	特定資源ごみ以外の一般廃棄物に係る指定袋（以下「燃やすごみ用指定袋」という。）の30リットル40枚又は20リットル60枚を交付する。	燃やすごみ用指定袋の30リットル60枚又は20リットル90枚を交付する。ただし、年度途中に対象になった者については、年度当初から2箇月が経過するごとに30リットルにあつては10枚を、20リットルあつては15枚を減少させて交付する。	燃やすごみ用指定袋の30リットル30枚又は20リットル45枚を交付する。ただし、年度途中に対象になった者については、年度当初から4箇月が経過するごとに30リットルは10枚を、20リットルは15枚を減少させて交付する。
交付方法	子ども若者はぐくみ局が実施する「こんにちは赤ちゃん事業」の対象者については、各保健センターが、出産お祝いレター及び子育て応援パンフレット等と共に、別に定める引換券を交付する。 「こんにちは赤ちゃん事業」対象外であり、京都市の住民となった日において、満1歳未満の子を養育するものについては、資源循環推進課が別に定める引換券等を送付する。 なお、交付は乳児一人につき1回限りとする。 市内児童館、区役所及び支所の子どもはぐくみ室並びに右京区役所京北出張所（以下「児童館等」という。）において当該引換券と引換えにより交付する。ただし、児童館等での引換えが困難等の場合にあつては、郵送等により交付する場合がある。	対象者に申請書（第1号様式）を送付し、当該申請書の提出があつた者について、まち美化事務所から交付する。 なお、対象者に送付する当該申請書の提出期限は、当該年度末までとする。ただし、当該年度3月に対象となった者は、翌年度4月末までとする。	在宅腹膜透析実施者であることを証する医師の署名がある申請書（第2号様式）の提出があつた者について、まち美化事務所から交付する。

ぶくろひきかえしんせいしよ かてい しよ りてすうりようめんじょしんせいしよ
ごみ袋引換申請書 (家庭ごみ処理手数料免除申請書)

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
しんせいしや じゅうしよ 申請者の住所 きょうとし 区 京都市 区	(ふりがな)
	しんせいしやしめい 申請者氏名
	でんわばんごう 電話番号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第55条の規定によりごみ処理手数料の免除を申請します。

たい しょう しゃ 対 象 者	☐ きょうとしかぞく かいごようひんきゅうふじぎょう かみ きゅうふ う もの 京都市家族介護用品給付事業により紙おむつの給付を受けている者
	☐ きょうとしじゅうどしんしんしょうがいじしやにちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう かみ きゅうふ う もの 京都市重度心身障害児者日常生活用具給付等事業により紙おむつの給付を受けている者
めん じょ ほう ほう 免 除 方 法 希望する□にレ印 をしてください。	☐ も よう ふくろ まい 燃やすごみ用 <u>30</u> リットル 袋 <u>〇〇</u> 枚
	☐ も よう ふくろ まい 燃やすごみ用 <u>20</u> リットル 袋 <u>〇〇</u> 枚

ぶくろ とど りゅういじこう つごう わるい ようび じかんたい ごみ袋 をお届けする際の留意事項 (都合の悪い曜日や時間帯など) を きにゅう ご記入ください。(お届け時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時の間です。)

い か きにゅう
<以下は記入しないでください。>

お届け日時 年 月 日 時 分頃
担当職員 ()

処 理 欄	() まち美化事務所			資源循環推進課			受領確認
	年 月 日			年 月 日			

ぶくろひきかえしんせいしよ かてい しよ りてすうりようめんじょしんせいしよ
ごみ袋引換申請書 (家庭ごみ処理手数料免除申請書)

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	(ふりがな)
	申請者氏名
	電話番号 — (在宅腹膜透析開始時期: 年 月から)

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第55条の規定によりごみ処理手数料の免除を申請します。

免 除 方 法 希望する□にレ印 をしてください。	☐ も 燃やすごみ用 <u>30</u> リットル 袋 ☐ も 燃やすごみ用 <u>20</u> リットル 袋
---------------------------------	--

上記の者が、在宅腹膜透析実施者であることを証します。

医療機関名 主治医

ごみ袋をお届けする際の留意事項 (都合の悪い曜日や時間帯など) をご記入ください。 (お届け時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時の間です。)

<以下は記入しないでください。>

お届け日時 年 月 日 時 分頃

担当職員 ()

処 理 欄	() まち美化事務所			資源循環推進課			受領確認
	年 月 日			年 月 日			